

ニライ幼児舎
ニライ保育園

本園における感染症の登園基準

※ 日本保育園保健協議会発行の「保育園における感染症の手引き」から引用して作成したものです。

保育園・幼児舎における感染症の登園基準

保育園・幼児舎は、幼児が集団で長時間生活を共にする場です。感染症の集団発症や流行をできるだけ防ぐことはもちろん、一人一人の子どもが一日快適に生活できることが大切です。登園に関しては、個々の子どもの月齢や抵抗力・免疫力などによっても回復力が違うことを考慮した上で、以下の二つの考え方をもとに「保育園・幼児舎における登園基準」を作成しました。

- ① 園内で感染症の集団発生や流行につながらないこと。
- ② 子どもの健康（身体）状態が保育園での集団生活に適応できる状態に回復していること。

学校保健での第1種についてはまれな感染症であることから、ここでは省略しました。第2種は主に空気感染、飛沫感染するもので、流行を広げる可能性が高い感染症です。罹患した場合は「1、医師が記入した意見書（診断書）が必要な感染症」としました。第3種については、二つにわけ、1つは個人の健康回復を考慮し「2、医師の診断を受け、保護者が記入する登園届が必要な感染症」、もう1つは「3、場合によっては医師の診断や治療が必要な感染症（登園届けは必要としない）」に分類しました。

※ 予防接種があるものは対象年齢になったら、速やかに接種するようにしましょう。

- 1、 医師が記入した意見書（診断書）が必要な感染症・・・（P3参照）

インフルエンザ（特定鳥インフルエンザを除く）・百日咳・麻疹（はしか）
流行性耳下腺炎（おたふくかぜ）・風疹（三日はしか）・水痘（水ぼうそう）
咽頭結膜熱（プール熱）・流行性角結膜炎

- 2、 医師の診断を受け、保護者が記入する登園届が必要な感染症・・・（P5参照）

溶連菌感染症・マイコプラズマ肺炎・手足口病・伝染性紅斑（りんご病）・突発性発疹
感染性胃腸炎（ノロ・ロタ・アデノウイルスなど）・ヘルパンギーナ・RSウイルス
帯状疱疹（ヘルペス）

- 3、 医師の診断を受け、保護者が記入する意見書と検温表が必要な感染症

インフルエンザ・新型コロナウイルス感染症・麻疹（はしか）・咽頭結膜熱（プール熱）

※ インフルエンザ・新型コロナウイルス感染症の場合は、P8の検温表の提出が、登園の必須の条件です。

- 4、 場合によっては医師の診断や治療が必要な感染症（登園届けは必要としない） P4

伝染性膿疱疹（とびひ）・伝染性軟属腫（水いぼ）・頭じらみ症

※ 医師が記入した意見書（診断書）が必要な感染症

| | 病 名 | 感染しやすい期間 | 登園のめやす |
|----|--------------------------------|---|--|
| 1 | 麻疹（はしか）※ | 発症1日前から発疹出現後の4日後まで。 | 解熱後3日経過してから。 |
| 2 | 風疹（3日はしか） | 発症出現の前7日から後7日間くらい。 | 発疹が消失してから。 |
| 3 | 水痘 （水ぼうそう） | 発疹出現1～2日前からかさぶた形成まで。 | すべての発疹がかさぶたになってから。 |
| 4 | 百日咳 | 抗菌薬を服用しない場合、咳出現後、3週間を経過するまで。 | 特有の咳が消失するまで又は5日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで。 |
| 5 | 流行性耳下腺炎 （おたふくかぜ） | 発症3日前から耳下腺が腫れて後4日まで。 | 耳下腺の腫れが発現した後5日を経過し、かつ全身状態が良好になるまで。 |
| 6 | 咽頭結膜炎 （プール熱）※ | 発熱・充血など症状が出現した数日間。 | 主な症状が消え、2日を経過してから。 |
| 7 | 流行性角結膜炎 | 充血・目脂など症状が出現した数日間 | 感染力が非常に強い為結膜炎の症状が消失してから。 |
| 8 | 腸管出血性大腸菌 感染症(o157,o26,o111) | | 症状が治まり、かつ抗菌薬による治療が終了し、48時間をあけて連続2回の検便によって、いずれも菌陰性が確認されたもの。 |
| 9 | 急性出血性結膜炎 | ウイルスが呼吸器から1～2週間、便から数週間～数ヶ月排出される。 | 医師より感染の恐れがないと認めるまで。 |
| 10 | 髄膜炎菌性髄膜炎 | | 医師より感染の恐れがないと認めるまで。 |
| 11 | インフルエンザ （特定鳥インフルエンザを除く） | インフルエンザ発症前日から発症後3～7日間はウイルスを排出する。発症してから3日ほどは感染力が高いと考えられている。 | 発症した後5日を経過し、かつ、解熱した後2日（幼児にあっては3日）を経過するまで。 |
| 12 | 新型コロナ ウイルス感染症※ | 発症後3日間はウイルスの排出量が非常に多く、5日間経過後は大きく減少することから、特に発症後5日間は感染リスクが高いので注意する。症状 | 発症した後5日を経過し、かつ、症状が軽快した後1日を経過すること。 |

1～12の感染症につきましては、左記 **P3の意見書（診断書）の提出**をお願い致します。

但し、※印（1）（6）（11）（12）は、必ずしも治癒の確認は必要ありません。

意見書は症状の改善が認められた段階で保護者が記入することが可能です。

感染症の登園のめやすは、子どもの全身状態が良好であることが基準となります。

意見書（医師記入診断書）

ニライ保育園・ニライ幼児舎 殿

園児氏名 _____

_____ 年 _____ 月 _____ 日 生

（病名） 該当疾患にをお願いします

| | |
|--------------------------|----------------------------|
| <input type="checkbox"/> | 麻疹（はしか） ※ |
| <input type="checkbox"/> | インフルエンザ ※ |
| <input type="checkbox"/> | 新型コロナウイルス感染症 ※ |
| <input type="checkbox"/> | 風しん |
| <input type="checkbox"/> | 水痘（水ぼうそう） |
| <input type="checkbox"/> | 流行性耳下腺炎（おたふくかぜ） |
| <input type="checkbox"/> | 結核 |
| <input type="checkbox"/> | 咽頭結膜熱（プール熱） ※ |
| <input type="checkbox"/> | 流行性角結膜炎 |
| <input type="checkbox"/> | 百日咳 |
| <input type="checkbox"/> | 腸管出血性大腸菌感染症（O157 O26 O111） |
| <input type="checkbox"/> | 急性出血性結膜炎 |

症状も回復し、集団生活に支障がない状態になりました。

_____ 年 _____ 月 _____ 日から登園可能と判断します。

_____ 年 _____ 月 _____ 日

医療機関名 _____

医 師 名 _____

※は必ずしも治癒の確認は必要ありません。意見書は症状の改善が認められた段階で記入する事が可能です。

かかりつけ医の皆様へ

園は幼児が集団で長時間生活を共にする場です。感染症の集団発症や流行をできるだけ防ぐことで、一人一人の子どもが一日快適に生活できるよう、上記の感染症について意見書の記入をお願い致します。

保護者の皆様へ

上記の感染症について、子どもの病状が回復し、かかりつけ医により集団生活に支障がないと判断され、登園を再開する際には、この「意見書」を園に提出して下さい。

※ 医師の診断を受け、保護者が記入する登園届が必要な感染症

| 病名 | 感染しやすい期間 | 登園のめやす |
|----------------------------|--|--------------------------------|
| 溶連菌感染症 | 適切な抗菌薬治療を開始する前と開始後1日間 | 抗菌薬内服後 24～48 時間経過していること |
| マイコプラズマ肺炎 | 適切な抗菌薬治療を開始する前と開始後、数日間 | 発熱や激しい咳が治まっていること |
| 手足口病 | 手足や口腔内に水泡・潰瘍（かいよう）が発症した数日間 | 発熱や口腔内の水泡・潰瘍の影響がなく、普段の食事がとれる事 |
| 伝染性紅班（りんご病） | 発疹出現前の1週間 | 全身状態が良いこと |
| 突発性発疹 | | 解熱し機嫌が良く、全身症状が良いこと |
| 感染性胃腸炎 （ノロ・ロタ・アデノウイルス等） | 症状のある間と、症状消失後1週間 （量は減少していくが数週間ウイルスを排泄しているので注意が必要） | 嘔吐・下痢などの症状が治まり、普段の食事がとれること |
| ヘルパンギーナ | 急性期の数日間（便の中に1ヶ月程度ウイルスを排泄しているので注意が必要） | 発熱や口腔内の水泡・潰瘍の影響がなく、普段の食事がとれること |
| RSウイルス感染症 | 呼吸器症状のある間 | 呼吸器症状が消失し、全身状態が良いこと |
| 帯状疱疹（ヘルペス） | 水泡を形成している間 | すべての発疹が痂皮化してから |

- * 上記の感染症につきましては、医師の診断を受け、保護者が記入する登園届が必要な感染症に分類されています。登園のめやすは、子どもの全身状態が良好であることが基準とし、左記 **P5の登園届の提出**をお願い致します。

※ 登園届は不要ですが医師の治療が必要な感染症

| 病名 | 感染しやすい期間 | 登園のめやす |
|-----------------|--------------|---|
| 伝染性膿疱疹 （とびひ） | 湿潤な発疹がある間 | 皮膚が乾燥しているか、湿潤部位が <u>覆える程度のものであること</u> （皮膚が湿潤している間は接触による感染力が認められる） |
| 伝染性軟属腫 （水いぼ） | | 掻きこわし傷から、滲出液が出ている時は被覆すること |
| 頭じらみ | 発症から駆除開始し数日間 | 駆除を開始していること |

- * 保育園・幼児舎は集団で長時間生活を共にする場です。「健康」をテーマに掲げている本園は、感染症の集団発生や流行を防ぐ努力をし、子ども達が園生活を快適に過ごせるような環境作りを徹底致します。上記の感染症につきましては、登園届は不要ですが、登園のめやすを参考にして、程度のひどいものは、お休みをお願いする場合があります。

登園届（保護者記入）

ニライ保育園・ニライ幼児舎 殿

園児氏名 _____

_____ 年 _____ 月 _____ 日 生

（病名） 該当疾患にをお願いします

| | |
|--------------------------|-----------------------|
| <input type="checkbox"/> | 溶連菌感染症 |
| <input type="checkbox"/> | マイコプラズマ肺炎 |
| <input type="checkbox"/> | 手足口病 |
| <input type="checkbox"/> | 伝染性紅班（りんご病） |
| <input type="checkbox"/> | 突発性発疹 |
| <input type="checkbox"/> | 感染性胃腸炎（ノロ・ロタ・アデノウイルス） |
| <input type="checkbox"/> | ヘルパンギーナ |
| <input type="checkbox"/> | RSウイルス感染症 |
| <input type="checkbox"/> | 帯状疱疹（ヘルペス） |
| <input type="checkbox"/> | |

医療機関名 _____ において、

症状も回復し、集団生活に支障がない状態と診断されましたので、

_____ 年 _____ 月 _____ 日から登園いたします。

保護者氏名 _____

保護者の皆様へ

上記の感染症につきましては、医師の診断を受け、保護者が記入する「登園届」が必要な感染症に分類されています。登園のめやすは、子どもの全身状態が良好であることが基準とし、集団生活に支障がないと判断され、登園を再開する際には、この「登園届」を園に提出して下さい。

☆ インフルエンザ ☆ （登園可能日に意見書と検温表の2枚を提出して下さい。）

インフルエンザに罹った時は、医師の診断を受け、園まで連絡をお願い致します。

『発症した後5日を経過し、かつ、解熱した後 2日（幼児は3日）を経過するまで自宅療養』
 症状が治まりましたら、保護者で P3 の意見書と P8 検温表を、もれなく記入し、登園の際、園へ提出をお願い致します。

インフルエンザによる出席停止期間早見表

※『発症した後5日』とは、発熱した当日を0日として数えます。

※『解熱した後3日』とは、解熱した当日を0日として数えます。

| 最低基準 | 発症した後5日を経過 | 発症日 発症当日 0日目 | 発症後 1日目 | 発症後 2日目 | 発症後 3日目 | 発症後 4日目 | 発症後 5日目 | 発症した後5日を経過した後 | | | |
|------|---------------------------|--------------------|------------|------------|------------|------------|--------------------------|---------------|------------|------------|----------|
| 例1 | 発症後 1日目に 解熱した 場合 | 発熱 | 解熱 | 解熱後 1日目 | 解熱後 2日目 | 解熱後 3日目 | 発症後 5日目 | | | | |
| | | 出席 停止 | 出席 停止 | 出席 停止 | 出席 停止 | 出席 停止 | 出席 停止 | 登園 可能 | | | |
| 例2 | 発症後 2日目に 解熱した 場合 | 発熱 | 発熱 | 解熱 | 解熱後 1日目 | 解熱後 2日目 | 解熱後 3日目 発症後 5日目 | | | | |
| | | 出席 停止 | 出席 停止 | 出席 停止 | 出席 停止 | 出席 停止 | 出席 停止 | 登園 可能 | | | |
| 例3 | 発症後 3日目に 解熱した 場合 | 発熱 | 発熱 | 発熱 | 解熱 | 解熱後 1日目 | 解熱後 2日目 | 解熱後 3日目 | | | |
| | | 出席 停止 | 出席 停止 | 出席 停止 | 出席 停止 | 出席 停止 | 出席 停止 | 出席 停止 | 登園 可能 | | |
| 例4 | 発症後 4日目に 解熱した 場合 | 発熱 | 発熱 | 発熱 | 発熱 | 解熱 | 解熱後 1日目 | 解熱後 2日目 | 解熱後 3日目 | | |
| | | 出席 停止 | 出席 停止 | 出席 停止 | 出席 停止 | 出席 停止 | 出席 停止 | 出席 停止 | 出席 停止 | 登園 可能 | |
| 例5 | 発症後 5日目に 解熱した 場合 | 発熱 | 発熱 | 発熱 | 発熱 | 発熱 | 解熱 | 解熱後 1日目 | 解熱後 2日目 | 解熱後 3日目 | |
| | | 出席 停止 | 出席 停止 | 出席 停止 | 出席 停止 | 出席 停止 | 出席 停止 | 出席 停止 | 出席 停止 | 出席 停止 | 登園 可能 |

※ 近年、抗インフルエンザ薬が投与され非常に効果があり、感染力が消失しないうちに解熱してしまう状況が発生しているため変更となりました。

★ コロナ感染症 ★ （登園可能日に意見書と検温表の2枚を提出して下さい。）

新型コロナウイルス感染症に罹った時は、医師の診断を受け、園まで連絡をお願い致します。
 新型コロナウイルス感染症の場合は、以下の条件を満たさなければ登園できません。

『発症した後 5日を経過し、かつ、症状が軽快した1日を経過している』
 症状が治まりましたら、保護者で P3 の意見書と P8 検温表を、もれなく記入し、登園の際、園へ提出をお願い致します。

新型コロナウイルス感染症による出席停止期間早見表

| | | 発症後最低5日間は登園できません | | | | | | | |
|--------------------------|------|------------------|-----------|------|------|------|----------|-----------|----------|
| (例) | 発症日 | 1日目 | 2日目 | 3日目 | 4日目 | 5日目 | 6日目 | 7日目 | 8日目 |
| 日にち | 5/10 | 5/11 | 5/12 | 5/13 | 5/14 | 5/15 | 5/16 | 5/17 | 5/18 |
| 症状が軽快した日に○ | | ○ | 軽快 1日目 | | | | 登園 可能 | | |
| 日にち | 5/10 | 5/11 | 5/12 | 5/13 | 5/14 | 5/15 | 5/16 | 5/17 | 5/18 |
| 症状が軽快した日に○ | | | | | | | ○ | 軽快 1日目 | 登園 可能 |
| 症状軽快後1日を経過するまでは登園をお控え下さい | | | | | | | | | |

〈〈 感染症法上の位置付けの見直し 〉〉

新型コロナウイルス感染症は、感染症法に基づく私権制限に見合った「国民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれ」がある状態とは考えられないことから、令和5年5月8日より、新型インフルエンザ等感染症に該当しないものとし、5類感染症に位置付けることとされました。また、学校保健安全法施行規則に新型コロナウイルス感染症が追加され、その出席停止期間が定められました。これらを踏まえ、園における新型コロナウイルス感染症罹患後の登園のめやすについて、本ガイドラインにおいて「発症した後5日を経過し、かつ、症状が軽快した後1日を経過すること」と定めています。尚、登園を再開する際に、検査陰性証明書の提出は必要ありません。

〈〈 お子さんの登園に関することについて 〉〉

1、熱や呼吸器症状がある場合

コロナやインフルエンザに関係なくとも登園を控えるのが望ましい状況として、24時間以内に38℃以上の熱が出た場合や、または解熱剤を使用している場合。

朝から 37.5℃を超えた熱がある事に加えて、元気がなく機嫌が悪い、食欲がなく、朝食・水分が摂れていないなど、全身状態が不良など。

2、ご家族が新型コロナウイルス感染症の陽性者となった場合

登園可能です。ただし、できる限り部屋を分け、その上で、陽性者になった方の発症日を0日として、特に5日間はお子さんの体調に注意して下さい。7日目までは発症する可能性があります。その間は、手洗い等の手指衛生や換気等の基本的感染対策を行って下さい。

検温表（保護者記入）

下記に該当する項目に○印をつけて下さい。

- 1、下記の通り、インフルエンザを発症した後5日を経過し、かつ、解熱した後3日を経過しましたので、登園停止措置の中止をお願い致します。
- 2、下記の通り、新型コロナウイルスを発症した後5日を経過し、かつ、症状が軽快した1日を経過しましたので、登園停止措置の中止をお願い致します。

| | 体温測定月日時 | 測定時間：体温 | 測定時間：体温 |
|-----|---------|-----------|-----------|
| 発症日 | 月 日 | 午前 時 分： 度 | 午後 時 分： 度 |
| 1日目 | 月 日 | 午前 時 分： 度 | 午後 時 分： 度 |
| 2日目 | 月 日 | 午前 時 分： 度 | 午後 時 分： 度 |
| 3日目 | 月 日 | 午前 時 分： 度 | 午後 時 分： 度 |
| 4日目 | 月 日 | 午前 時 分： 度 | 午後 時 分： 度 |
| 5日目 | 月 日 | 午前 時 分： 度 | 午後 時 分： 度 |
| | 月 日 | 午前 時 分： 度 | 午後 時 分： 度 |
| | 月 日 | 午前 時 分： 度 | 午後 時 分： 度 |
| | 月 日 | 午前 時 分： 度 | 午後 時 分： 度 |
| | 月 日 | 午前 時 分： 度 | 午後 時 分： 度 |
| | 月 日 | 午前 時 分： 度 | 午後 時 分： 度 |
| | 月 日 | 午前 時 分： 度 | 午後 時 分： 度 |

（発熱期間や症状が長き、記録できない場合は、裏面に記入して下さい。）

令和 年 月 日

園児氏名： _____

保護者氏名： _____

予防接種について

感染を広げないために

予防接種がある病気には、かかってしまうと治療が難しかったり、重い後遺症が残ったりするものがあります。集団生活の場では、罹患者がひとりでも出ると次々と他の子に感染してしまうので、本人のため、周りの子のためにも、接種時期にきましたらできるだけ受けていただきますようお願いいたします。

副反応より怖い病気の重症化や合併症

予防接種をすると、軽くその病気の症状が出たり、接種した所が赤くはれたりすることがあります。ごくまれに命にかかわる重い症状が出ることもあります。それよりも感染症そのものに罹患してしまった場合のほうが重症化する危険性が高くなります。子どもは、病気にかかりやすく、かかると症状が重くなりやすいので、医師とよく相談して、予防接種を受けたほうがよいでしょう。

できれば降園後に

予防接種後、接種した医療機関で、30分ほど（医師の指示による）様子を見ます。まれに起こる重い副反応は、30分以内に出ることが多いからです。それ以降は、お風呂に入るなど、いつもと同じ生活ができます。しかし、接種した所がはれたり、熱が少し出るなどの軽い副反応は、その後も出ることがあります。園で体調が悪くなることを避けるため、できれば降園後や園が休みの日に受けてもらうようお願いいたします。